承認第5号

専決処分の承認について (関市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の とおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求 める。

令和2年5月1日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第9号

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険条例(昭和34年関市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるもり捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるも

のとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超え ないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与 等との調整)

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部 又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全 額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手 当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、 同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額 から控除する。
- 11 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業 所の事業主から徴収する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の附則第6項から第11項 までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定め る日までの間に属する場合に適用することとする。